

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和3年8月27日(金)午後6時30分～午後7時29分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
- 2 番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 森 本 浩 司
- 4 番委員 益 田 麻衣子
- 5 番委員 井 上 孝 男

3 説明員等氏名

- | | |
|-----------------------|---------|
| 理事・教育部長 | 北 村 洋 子 |
| 文化部長 | 鈴 木 裕 一 |
| 教育部副部長 | 飯 田 義 一 |
| 文化部副部長 | 尾 沢 昌 裕 |
| 教育総務課長 | 下 澤 伸 也 |
| 学校安全課長 | 鈴 木 一 彰 |
| 学校施設担当課長 | 志 村 康 次 |
| 教育指導課長 | 高 田 秀 樹 |
| 生涯学習課長 | 湯 浅 浩 |
| 教育総務課副課長 (総務係長事務取扱) | 濱 野 光 利 |
| 学校安全課副課長 (学校施設係長事務取扱) | 中津川 博 之 |
| 教育指導課副課長 (学事係長事務取扱) | 常 盤 敏 伸 |
| 教育指導課指導主事 | 岩 立 忠 |
- その他関係職員

(事務局)

- | | |
|----------|---------|
| 教育総務課副課長 | 府 川 雅 彦 |
| 教育総務課主査 | 菊 川 香 織 |

4 議事日程

日程第1 議案第26号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて
(生涯学習課)

5 報告事項

(1) 新しい学校づくり推進事業について (教育総務課)

6 議事日程

日程第2 報告第2号 事務の臨時代理の報告(令和3年度小田原市一般会計補正予算)
について (教育部)

日程第3 報告第3号 事務の臨時代理の報告（小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例）について（教育総務課）

日程第4 議案第27号 令和3年度教育委員会事務の点検・評価について（教育総務課）

日程第5 議案第28号 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針について（教育総務課）

7 報告事項

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について（その9）
（教育部・文化部）

8 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 7月定例会議事録の承認

(3) 議事録署名委員の決定…4番 益田委員、5番 井上委員に決定

○柳下教育長 本日は、緊急事態宣言の中での定例会の開催となりました。人と人との接触を避けるため、傍聴については、ホームページ等でできるだけ御遠慮いただくよう御案内しました。

(4) 日程第1 議案第26号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱替えについて
（生涯学習課）

○生涯学習課長 それでは私から、議案第26号 小田原市郷土文化館協議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

小田原市郷土文化館協議会委員は、小田原市郷土文化館協議会規則第3条第1項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者の中から選出することとなっております。

現在、郷土文化館協議会委員は、2年を任期として委嘱しておりますが、この8月31日をもって任期が満了いたしますことから、9月1日以降の委員の委嘱について御提案するものです。今回の委嘱にあたりましては、全9名のうち、8名につきましては、継続して委嘱することとし、別紙資料の名簿のうち、高橋典子氏に、新たに委員をお願いするものでございます。

高橋氏は民俗学が御専門で、川崎市市民ミュージアムに勤務の後、現在はシルク博物館の副館長を務めていらっしゃいます。前任の中村ひろ子氏と同様の民俗学が御専門であることから適任と思われますので、後任の郷土文化館協議会委員として委嘱いたしたく提案するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

（質疑）

○吉田委員 現在提案されている候補者に異論があるわけではないのですが、市の方針として審議会・協議会等の男女比について、女性を4割に増やしていくということで、その辺を御配慮いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

(その他質疑、意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員の入替えを行います。

(関係者以外退席)

(5) 報告事項 (1) 新しい学校づくり推進事業について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明申し上げます。

お手元の、資料1「新しい学校づくり推進事業について」を御覧ください。

本市では、昨年12月に「小田原市学校施設中長期整備計画」を策定いたしました。計画の概要につきましては、昨年10月の教育委員会定例会におきまして、御報告させていただいております。

中長期整備計画の中で、「今後の取組方針」として、本市の学校教育の在り方を踏まえ、未来の子どもたちにとって望ましい教育環境づくりの基本的な考え方を示す「新しい学校づくり推進基本方針」を策定することとしており、スケジュールとしては、令和4年度から検討委員会を設置して検討を進めることが示されております。

本日は、新しい学校づくりに係る具体的な取組内容やスケジュール等について、御説明させていただきます。

「1 事業概要」でございますが、令和4年度及び5年度に、民間コンサルタントの支援を受けながら、子供たちにとって望ましい教育環境の基本的な考え方をまとめた「新しい学校づくり推進基本方針」を策定いたします。下の図の推進イメージの中で、網掛けでお示しているAでございます。検討に当たりましては、附属機関として「新しい学校づくり検討委員会」を設置するとともに、学校・地域関係者を対象としたアンケートや説明会・意見交換会等を開催し、市民意見を最大限反映させながら合意形成を図ってまいりたいと考えております。

推進基本方針の策定作業の後半には、並行して、具体的な施設整備に向けて2つの計画等についても検討してまいります。一つは、推進イメージ中のB「新しい学校づくり推進基本計画」でございます。地域単位の学校の配置計画のほか、ランニングコスト等を考慮した整備手法、他の公共施設等との複合化の考え方を示すものでございまして、端的に表現すると、「どこにどのような学校をつくるか」という計画でございます。

もう一つは、C「新しい学校づくり施設整備指針」でございます。実際の改築や長寿命化改修を進めていくに当たり、設計作業をスムーズに行うことができるよう、各教室の面積や施設・設備の機能水準、諸室配置等の考え方を示すものでございまして、端的に表現すると、「どのような建物をつくるか」という指針でございます。

これらの方針、計画、指針を策定した上で、学校施設中長期整備計画の見直しを行い、施設整備の優先順位や実施年度を定め、計画的に教育環境を整備していきたいと考えております。

裏面2ページを御覧ください。

「2 新しい学校づくり検討委員会」でございますが、先ほど御説明したとおり、推進基本方針等について検討するために設置したいと考えている附属機関でございます。委員構成（案）につきましては、表に記載のとおり、学識経験者、地域関係団体、小中学校校長会、保護者及び公募市民の計10人程度でスタートさせることを想定しており、令和4年4月から年5から6回程度開催したいと考えております。

「3 今後の予定（案）」でございますが、主に今年度内のスケジュール（案）としては、市議会9月定例会において、推進基本方針策定支援委託に係る債務負担行為設定の補正予算案及び附属機関の設置に係る条例議案を提出します。これにつきましては、この後の議事にあります報告第2号及び第3号の中で、改めて御説明いたします。

この補正予算等について、議会でお認めいただけましたら、11月ごろから、支援委託の事業者選定を始め、令和4年1月には、検討委員会の公募市民の募集を開始し、2月には支援委託に係る契約の締結、新年度4月以降に検討委員会を設置し、検討を開始したいと考えております。

下の事業スケジュール（案）には、令和7年度までに想定されるスケジュール（案）をお示ししております。

令和4年度から、推進基本方針の検討に着手し、令和5年度末までの策定を目指してまいります。令和5年度後半からは、推進基本方針の検討作業と並行して、推進基本計画及び施設整備指針の検討を開始し、令和6年度末までに策定したいと考えております。

策定作業においては、検討委員会での検討を行うとともに、推進基本方針策定支援委託により、取組全般にわたって民間事業者の支援を受けながら、取組を推進してまいりたいと考えております。

さらに、市民の意識の把握や情報共有、合意形成のために、令和4年度にはアンケート調査を、令和5年度以降は取組の進捗状況に応じて、説明会・意見交換会を開催する予定でございます。

そして、これらの取組の成果を受けて、令和7年度に中長期整備計画の見直しを行い、令和8年度以降に、改築・長寿命化改修等の個別事業を実施していけるよう努力していきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

（質疑）

○**益田委員** 民間コンサルタントと書いてありますが、どのような事業をやっているところを想定しているのか教えてください。

○**教育総務課長** これからの執行になりますので、具体的な事業者が決まっているわけではありませんが、他市でもこういった計画づくりに絡んで、支援や計画策定を行っているコンサルタントを想定しておりまして、2年間の支援業務ということで契約していきたいと考えております。

○**吉田委員** 同じところで、小田原市学校施設中長期整備計画は建物について主にやってきましたよね。そうすると、新しい学校づくり推進事業というところについても、建物をどうやっていくかということに絡めて、学校の統廃合を考えていくというイメージでよろしいでしょうか。

○**教育総務課長** 吉田委員御指摘のとおりでございまして、基本的には、学校施設中長期整備計画に落とし込んでいくことを想定しておりますので、あくまで施設整備計画でございます。

ただ、これまでのアプローチと違って、建替えの財源不足、床面積の総量縮減、統廃合をどうしていくのかといった議論の前に、図でお示したAの「新しい学校づくり推進基本方針」において、そもそも論として小田原の教育はどうあるべきか、子供たちにとって学校施設はどうあるべきか、といった議論を踏まえた上で具体的な学校施設計画に入っていきたいと思っております。

○**吉田委員** そうしますとAの新しい学校づくり推進基本方針ところで学区の考え方とか、学校の統廃合が望ましい教育環境のところには建物だけではなく、学校がどのような学校を作っていくのかということに関係するような、教育の在り方を検討していくということをもまず進めていくということでしょうか。

○**教育総務課長** なかなかこれだけですと、詳細がつかみづらいとは思いますが、基本的には吉田委員がおっしゃったことが含まれると考えております。施設の考え方の前に学校教育の在り方、例えば、学区の話もおっしゃいましたが、文部科学省が示しているような学校の適正規模を12学級から18学級といったことや、そもそも小田原市はどのあたりを理想的な形として置いていくのかといった議論。そして、今後インクルーシブもそうですし、バリアフリーの施設づくりとか、これからの学校に求められる機能とか在り方というものをしっかり議論をした上で、次に具体的な施設をどうしていくのかということでBの計画、Cの指針に進んでいくということです。

○**吉田委員** そうすると民間コンサルタントの支援というのはどの辺で受けるのでしょうか。建物について受けていくのか、子供たちにふさわしい教育というか、学区や規模、教育の在り方に直結していくと思いますが、そこまで踏み込んで意見が述べられるようなコンサルタントを選定していくのかということですが、益田委員もその辺じゃないですかね。聞きたいところは。私も何をやるのかによってコンサルタントをどんな方にするのか決まってくるのでコンサルタントをどんな分野にするのかということをお聞きすることによって、考えていることが明確になるのかなと思いたしたので。

○教育総務課長 そういった御質問の趣旨で考えると、支援コンサルタントで計画の方向が決まるものではありません。他市もこういった取組は着手しているところもありまして、そういった実績を持っているコンサルタントは多数あると思っております。ただ、計画策定や考え方をコンサルタントに作ってくださいという支援をお願いするつもりはありません。現状の各学校の課題でしたり、そういったものの整理、建替える際のコストも専門的な部分もあります。さらには学区の部分で言うと、学区の図面や通学路のルートを図面で管理しており、データ化することで効率的な検討もできるので、技術的なテクニカルな部分を中心に支援していただくことを想定しております。今後の検討委員会の運営や説明会、アンケートを想定しておりますので、こういった部分でも資料作成等に支援をいただくことを考えているところでございます。

○吉田委員 教育の在り方について、例えば幼小の一体化した学校とか、それから小中の一体化とか、前に教育委員会に出ていたのが、小学校の5、6年生を中学校と一緒にしたほうが良いのではないかとか、以前に話が出たと思えますけれども、そこも含めて教育の在り方をやっていくというような、根本的な小田原の教育の在り方を考えていくことも含んでいるのでしょうか。

○教育総務課長 御質問のとおりそういった部分も含まれます。ただ、新しい学校づくり推進基本方針で必ずしも結論は出ないと思っております。議論を踏まえて、メリット、デメリットなどの考え方を整理して、具体の計画につなげていくということで考えております。

○益田委員 小田原の教育がどうあるべきかということも考えていくということがありました。それについて検討委員会の設置の委員構成がこのメンバーだと小田原ならではの教育というのが上手く反映されないと思えますので、今学識経験者が半分と小田原を知っている人が少ない。市民にアンケートをしたり、説明とかはされるとは思いますが、直接意見を委員会で言うときに小田原をもうちょっと知っている方に入っていたいただきたいというのが希望なので、その辺を考えていただけたらと思います。

○教育総務課長 まだ学識経験者の人選について決定したわけではありませんが、学識経験者という立場での広い御意見と、小田原の事情を踏まえた御意見の両方が大切だと思っております。今後の人選で参考にさせていただければと思います。

○吉田委員 委員構成について伺いたいなと思っていたのですが、学識経験者というのが、人選はしていないまでも、4人ということで、どのような分野から選んでいくのかというのはあると思うのです。学識というと専門分野がありますので、そこで委員構成の意味というのが見えてくると思うのですが。

○教育総務課長 委員の専門分野についても検討の最中ですが、教育学という部分で教育に明るい方、また施設面の検討も含まれますので、建築についても専門性のある方が必要ではないかと考えています。他の分野では、インクルーシブの関係にも明るい方が選任できればいいかなと思っております。4人の中でどの分野の専門性を求めるかということになりますが、まずは教育学が基本だと思っておりますので、専門の方をお願いしたいと思っております。

○吉田委員 新しい学校づくりと小田原の教育の内容を考えると、教育委員会はそこにどのように関係していくのかというのが大事だと思うのですがいかがですか。

○教育総務課長 取組の進捗に応じて報告させていただきます。委員の皆さんの意見も反映させながら進めたいと考えております。

(その他 質疑・意見等なし)

(6) 日程第2 報告第2号 事務の臨時代理の報告(令和3年度小田原市一般会計補正予算)について (教育部)

○教育部副部長 それでは御説明いたします。

市議会9月定例会に係る補正予算について、市長から意見を求められましたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がなかったため、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、補正予算を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

議案書をおめくりいただき、「令和3年度小田原市一般会計補正予算概要」の1ページを御覧ください。

上段の歳入については関連する歳出で御説明します。

はじめに、歳出の1段目「授業目的公衆送信補償金」につきましては、著作権法の改正に伴い、授業用の教材として著作物をインターネット経由で児童・生徒に提供する際の著作権使用料に代わる補償金を計上したものでございます。

次に、2段目の「修学旅行延期等費用補償金」につきましては、千代中学校、橘中学校、鴨宮中学校の修学旅行の延期及び中止によって生じた経費を計上したものでございます。

次に、3段目「学校給食センター整備に伴う資材倉庫建設事業費」及び4段目の「樹木伐採委託料」につきましては、資料を用いて御説明します。

3ページを御覧ください。「学校給食センター整備に伴う資材倉庫建設事業」から御説明します。

はじめに、「1経緯」でございますが、学校給食センターの整備に先立ち、建設予定地内にある水道局の資材倉庫を移転する必要があることから、水道局高田浄水場の敷地内に代替の資材倉庫を建設するもので、「5位置図」に記載したとおり、左側の図の建設予定地内の資材倉庫2棟の代替えとして、図右側の高田浄水場内に約500平方メートルの資材倉庫1棟を建設するものでございます。

次に、「2予算額」につきましては、総額は1億3,876万円、令和3年度が200万円、令和4年度が1億3,676万円の継続費となっており、本年度の財源として給食調理施設整備事業債180万円を見込んでおります。

次に、「3工事期間」につきましては、令和4年2月から9月を予定しており、「4全体スケジュール」の網かけをした部分に当たります。現在、項目1の設計を11月までに完了する予定で進めており、令和6年9月の給食提供開始に向けて、スケジュールに記載のとおり、順次整備を進めてまいります。

次に、4ページを御覧ください。「樹木伐採委託料」について御説明します。

はじめに、「1経緯」でございますが、酒匂中学校の敷地内にある松（456本）の一部がマツクイムシの被害にあっていることが、令和元年度に判明いたしました。感染していない松（395本）については、令和2年3月に樹幹に薬剤を注入して防除を行い、感染した松（61本）については、令和2年度から6年かけて計画的に伐採することとしておりました。

しかしながら、令和3年6月に状況を確認したところ、防除した松（60本）にも被害が拡大していることから、更なる感染拡大を防止するため、感染が確認され残っている松（98本）を全て伐採するものでございます。伐採の範囲につきましては、4「位置図」に記載しておりますので御参照ください。

次に、「2業務内容」につきましては、ただ今御説明した98本の松の伐採を令和3年10月から12月までに行うものでございます。

次に、「3予算額」につきましては、委託料として、1,147万3千円を計上したものでございます。

次に、2ページをお開きください。

債務負担行為補正の「新しい学校づくり推進基本方針策定支援委託料」につきましては、先ほど報告事項で御説明した「(仮称)新しい学校づくり推進基本方針」の策定を進めるに当たり、民間コンサルタントに支援を委託するものでございます。

業務期間は令和4年度から令和5年度を予定しておりますが、令和3年度中に契約締結ができるよう、初年度予算額ゼロ円の債務負担行為を設定するものでございます。事業費総額は3,300万円でございます。

以上で、補正予算についての事務の臨時代理の報告を終わらせていただきます。

(質疑)

○森本委員 酒匂中学校樹木伐採に関してですが、酒匂中学校を地図で見ますと、やはり海に面しておりますので、風が強かったり、津波のリスクもあるかと思うのですが、約100本の樹木を伐採しても防風・防災に対して支障はないのでしょうか。

○学校施設担当課長 今回全体の4分の1を伐採して処分するという計画になってございますが、この松林につきましては、防風林、防砂林と呼ばれているような役割は担っていない林でございます。どちらかと言えば、大きくなりすぎて枝が折れて近隣の家の屋根に落ちるといったような事故が発生しておりますので、この機会に危険な樹木も一斉に処分することで、安全が確保できると考えております。

○森本委員 松の木はもともと昔からあったものということですか。

○学校施設担当課長 この松林がいわれのある松林なのではないかということで、学芸員に確認していたのですが、おそらく人の手によって植えられたものだろうということは間違いないのですが、昔からいわれのあるような松林ではないということで聞いております。

○森本委員 もし今後感染等が拡大された場合は、順次伐採していくということでしょうか。

○学校施設担当課長 今のところここで60本被害が見つかったということで一斉に切るわけですが、一応この処理で1回は止められるのではないかと考えております。もちろん松も生き物ですので、寿命というものがございますから、ゆくゆくは枯れるものもあるかとは思いますが、マツクイムシの被害については薬液を注入したものについては、この先5年くらいは効果が持続するというので、追加で60本切ることになった松は注入した時点で手遅れだったものが追いかけて枯れたと考えておりますので、今回の伐採で一段落すると期待をするものでございます。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 ここで関係の職員の入れ替えを行います。

(関係者以外退席)

(7) 日程第3 報告第3号 事務の臨時代理の報告(小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例)について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明申し上げます。

市議会9月定例会に係る条例議案につきまして、市長から意見を求められましたが、小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、教育長が臨時に代理し、条例議案を議会に提出することについて同意する旨、市長に意見を申し出ましたので、御報告するものです。

細部について御説明いたしますので、資料の2ページを御覧ください。

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、教育委員会の附属機関として、小田原市新しい学校づくり検討委員会を設置するため改正するものでございます。

内容の1といたしまして、教育委員会の附属機関として小田原市新しい学校づくり検討委員会を設置するもので、委員会の設置目的は、記載のとおりでございます。また、委員の数につきましては、設置当初は10人程度で検討を開始したいと考えておりますが、検討が進む中で委員を増やすことも想定されますことから、12人以内と定めるものでございます。

次に、内容の2といたしまして、附属機関の設置に伴い、小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例を一部改正し、本委員会の委員の報酬額を月額1万5千円以内と定めるものでございます。

この条例の適用につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑、意見等なし)

(8) 日程第4 議案第27号 令和3年度教育委員会事務の点検・評価について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明させていただきますので、お手元の報告書（案）の1ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに1ページから4ページまでは、令和2年度における教育委員会の活動状況をまとめたもので、定例会等の開催状況、会議等への出席状況を記載しております。

5ページをお開きください。こちらには、点検・評価の目的、実施方法、日程、選定事業などについて記載しております。（4）ヒアリング日程等を御覧ください。今年度のヒアリングは7月27日火曜日午後1時30分から実施いたしました。学識経験者として、横浜国立大学教育学部教授 重松氏、小田原市PTA連絡協議会会長 高橋氏、及び小田原市事業協会主事長 露木氏に御出席いただくとともに、露木氏にはコーディネーターを務めていただきました。

6ページを御覧ください。今回の選定にあたりましては、教育長及び教育委員の皆様の関心の高い8事業を選定し、ヒアリングにおいては、関連する事業を一括して4項目に整理し実施いたしました。

8ページを御覧ください。点検・評価ヒアリング結果一覧でございます。事業ごとの評価とし、右から2つ目に欄がございます、各事業の「今後の方向性」につきましては、それぞれの選択肢を選んだ人数を記載しております。

9ページ以降は、ヒアリング項目ごとに記載しております。

9ページ・10ページは、「いじめ防止対策推進事業・生徒指導員派遣事業」でございます。はじめに各事務事業の事業概要と成果、評価・振り返り、今後の方向性をまとめておりますが、これらはヒアリング時の資料と同じ内容でございます。

10ページには、ヒアリングの中で皆様からいただいた御意見を、「点検・評価者からの主な意見」として記載し、最後に今後の方向性として、それぞれの選択肢を選んだ人数を記載いたしました。

以降は同様に、11ページ・12ページには「情報教育の推進、ICT教育推進事業」を、13ページ・14ページには「公立幼稚園教育推進事業」を、15ページから17ページまでは「支援教育事業、特別支援相談・通級指導教室充実事業、日本語指導協力者派遣事業」について記載しております。

次に、18ページをお開きください。ここから22ページにかけては、令和2年度に実施した点検・評価結果と、その後の対応状況をまとめたものです。

23ページをお開きください。小田原市学校教育振興基本計画において達成すべき具体的な成果指標でございます。本来であれば、令和2年度の達成状況を記載すべきところですが、新型コロナウイルス感染症等の影響で「全国学力・学習状況調査」等が実施されませんでしたので、令和元年度の達成状況を記載しております。

報告書についての説明は以上でございますが、最後に、今後の予定を御説明します。

報告書の5ページにお戻りください。

（2）点検・評価の実施方法 【エ】から【カ】を御覧ください。

本日の定例会で報告書について議決をいただき、その後、報告書を市議会に提出いたします。9月8日の厚生文教常任委員会での報告を予定しております。それから、市のホームペ

ージに掲出するとともに、小・中学校、幼稚園及び公共施設へ配架させていただくこととしております。

その後でございますが、【カ】に記載したとおり、点検・評価における主要な御意見について、事務局としての考え方や対応を、随時、教育委員会定例会で報告・協議しながら、事業への反映に努めてまいります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(質疑、意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(9) 日程第5 議案第28号 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、説明させていただきます。

本指針につきましては、これまで、本年3月、4月及び5月の教育委員会定例会で御協議いただき、その案をまとめてまいりました。

6月以降、市議会厚生文教常任委員会への報告を始め、幼稚園関係者委員会への説明、保護者説明会の実施、さらにはパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を伺って参りました。

そこで、まずは、パブリックコメントの結果から御説明させていただきます。

添付の参考資料1「市民意見の募集結果」を御覧ください。

7月15日から8月13日までの間、市民意見を募集したところ、「2結果の概要」にあるとおり、2人の方から9件の意見、質問が寄せられ、その内訳は「3提出意見の内容」のとおり、区分C「今後の検討のために参考とするもの」が1件、区分D「その他質問など」が8件でありました。

2ページから3ページにかけて、具体的な意見等の内容と、それに対する市の考え方を記載しております。

指針の内容に関する御意見の1番目ですが、「現在の公立施設が支援を要する子供たちの受入先となっており、市の負担が大きくても公立園の役割を放棄してはならない」との意見がありました。それに対しては、「インクルーシブな環境づくりに対する公立施設の役割は大変重要であり、最低基準を下回った場合でも、公立施設が果たす役割を踏まえながら対応を検討していること、支援を要する子供たちにとって望ましい就学前教育・保育を今後も提供していくためには、公私幼保の各施設が協働して市全体として取り組んでいく必要がある」という市の考えを示しております。

その他の御意見、質問については、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、参考資料2「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針(案)に対する関係者意見」を御覧ください。

6月から7月にかけて、各幼稚園の関係者委員会委員、保護者、その他私立幼稚園関係者等に対し、指針（案）について説明し、御意見をいただきたいとお願いしたところ、57件という多くの御意見をいただきました。

それらの御意見を主だった9つに集約し、それに対する考え方を取りまとめております。No.1は、「市立幼稚園を存続させてほしい。」という御意見ですが、これに対する考え方は、「幼稚園では、園児同士が様々な活動や体験によって「ともに学び育つ」ことが何より大切であること、園児数の減少により適切な幼児教育の提供が難しいため、段階的な統廃合等を検討する必要があること」としております。

その他の御意見については、説明を省略させていただきます。

それでは、議案書にお戻り頂きまして、議案書の2枚目「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針（案）」でございますが、5月の定例会でお示しした（案）から若干の字句の修正を行っておりますが、内容としては変更した箇所はありません。

以上で説明を終わらせていただきます。

（質疑）

○井上委員 各園の関係者委員会委員というのはどういう立場の方でしょうか。

○教育総務課副課長 各園の関係者委員会ですけれども、自治会の関係者であるとか、農業をやっている方ですとか、PTAの代表の方ですとか、小学校と連携も必要ですので、校長先生ですとか、そういう方を委員としております。

○井上委員 園によってそれぞれ違うのかと思いますが、何名くらいの方が関係されているのでしょうか。

○教育総務課副課長 1園あたりおおむね6名程度の委員にお願いしております。

○井上委員 この方たちの御意見を伺うと、こちらでの指針の内容が理解されていないとか浸透していないとか、広報があまり行きわたっていないのではないかという印象を持つのですが、その辺のところをもう少し丁寧にお話ししていただける形をとるともう少し前向きな意見を出していただけるのではないかなと感じました。

○教育総務課長 御指摘ありがとうございます。関係者委員会の方、保護者の方に指針の策定について説明させていただくと、全体的にある程度の御理解はいただきながら、自身が関わる園となると思いがあってというところで、ある程度保護者の方からもこうしてほしいという意見も寄せられましたが、一定程度は御理解をいただいた上で思いということ意見をいただいたのかなと。井上委員おっしゃるとおり、丁寧な説明は必要だと思いますし、これから取り組んでいく上で具体的に人数の少ない園にアクションをしていくこととなりますので、その際には丁寧な対応を心掛けたいと思います。

以上です。

（その他質疑、意見等なし）

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

(10) 報告事項 (2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について (その9)

(教育総務課)

○柳下教育長 本件につきましては、配付資料のとおりでございますので、事務局の説明は省略させていただきますが、9月以降の教育活動等、資料の内容について、委員の皆さまから何か質疑、御意見等あればお伺いします。

(質疑)

○吉田委員 資料2の2ページの3(3)イ自宅待機が必要な児童生徒及び登校を控える児童生徒への学習支援の中に、授業の様子のライブ配信等とありますが、これができれば一番良いと思いますし、御自宅にいるお子さんたちも勉強できると思いますけれども、ライブ配信が可能な授業の割合というのはどのくらいでしょうか。

○教育指導課長 自宅待機を余儀なくされている児童生徒に学校には通常登校して短縮授業をお願いしている中で、授業を進めたり教室の様子を、学習端末を使ってライブ配信を流すというのですが、全ての授業を実際にやるのは難しいと考えておりますので、特に休んでいることによって学習が進んでしまうことで遅れてしまう心配をされる御家庭もございますので、そういった新しい学習が展開される時には、基本的には映像を流してもらうということを考えているところでございます。

○益田委員 ライブ配信に絡んで、もしも自宅待機が必要になった御家庭にWi-Fi環境等がなかった場合はどのように対応されるのでしょうか。

○教育指導課長 現在9月1日から学校が再開されて、10日までの学校の措置についてお知らせしているところですが、学校を休む方向で考えている御家庭の児童・生徒について、至急に学校に確認するよう伝えてあります。対象となる児童・生徒の御家庭にはこういったライブ配信をすることが可能であるので、環境がどうなっているのかということについて確認していただいて、報告があった中で通信環境がない家庭に対しては今現在至急モバイルWi-Fiルーターを貸し出す方向で準備を進めているところですので、個数にも限りがあるので、その範囲になるのではないかとこの予測の中で準備をしているところです。一応貸出をするという方向で準備しています。

○森本委員 教育活動については9月1日の水曜日から9月10日の金曜日までは午前中だけの短縮授業ということですが、給食の開始が9月6日の月曜日になりますが、9月6日から10日は短縮授業だけれども給食が出て、給食を食べて帰宅するというのでしょうか。

○教育指導課長 もともと年間計画の中で9月6日から給食が開始される予定でした。こちらも、当面、緊急事態宣言の9月12日までについては午前授業で短縮授業にしていく考えでしたが、午前いっぱい授業した後、給食を取るのか取らないのかというのいろいろな検

討した結果、御家庭の負担等も考えながら給食をとるということを考えておりますので、6日から10日については午前中授業が終わったあと、給食を食べてすぐ下校するということを考えております。

○森本委員 希望されない家庭は帰ってもいいということですよ。

○教育指導課長 午前中授業終わって、給食をとらないでという御家庭の希望もありますので、御家庭への保護者通知を見たあと、8月30日までにそういった御家庭は学校に連絡くださいという扱いになっておりますので、御希望がない場合は授業が終わったら下校するという対応になっております。

○井上委員 学習端末についてお伺いしたいのですが、午前中の授業が終わって子供たちが下校したあと、家庭で過ごす時間が増えるため、学習用端末の持ち帰りを可能とするという形ですけれども、全生徒・児童が希望した時に学習用端末の持ち帰りは可能と考えてよろしいのでしょうか。

○教育指導課長 昨年度から整備してきた中で、一人一台の整備が完了しておりますので、御希望した児童・生徒全て持ち帰りが可能となっております。

○井上委員 そのような中で例えば学習アプリのようなもので個別に家庭で勉強することは可能だということですね。

○教育指導課長 4月から本格導入してきた中でおおむねの児童・生徒が学習個別ソフトであるドリルパーク等が活用できるような状態になっておりますので、放課後自宅でそういった学習を進めていくことは可能と考えております。

○教育部副部長 補足させていただきます。全ての児童・生徒が学習用端末の持ち帰りは可能ですが、家庭にWi-Fi環境がない場合がございます。こちらにつきましては放課後の時間帯に学校開放をさせていただき、Wi-Fi環境のない御家庭は校内で1時間程度使用できる時間を用意するというので、家庭にWi-Fi環境のある御家庭には家庭で学習していただくというような整理をさせていただいております。

なお、低学年においては毎日端末を持ち帰りながら教科書等も持っているというのは体力的に難しいのかなということも心配しておりますが、その辺は学校でどういう対応してもらおうのかということも柔軟に対応してもらえよう計画しているところです。

○井上委員 Wi-Fiルーターの貸出ということもあったと思いますが、基本的には家庭でWi-Fiが使える御家庭は使ってくださいというスタンスでよろしいでしょうか。

○教育部副部長 そのとおりでございます。

○井上委員 こういう時だから一気にツールとして使える機会ができてこういう時に進むと思うのです。この先どうなっていくか分かりませんが、これをプラスの機会に捉えて環境整備を進めていただけたらありがたいなと思います。

(その他質疑・意見等なし)

令和3年9月27日

教 育 長

署名委員（益田委員）

署名委員（井上委員）